

かながわ文化芸術振興計画

(2019 年度～2023 年度)

2019 年 3 月

神奈川県

目 次

第1部	計画の基本的な考え方	1
1	改定の経緯	
2	前計画との比較	
3	計画の性格	
4	計画期間	
5	対象とする「文化芸術」の分野	
6	県の役割	
7	進行管理	
第2部	文化芸術を取り巻く状況の変化	3
1	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催	
2	県内の人口減少	
3	県内の高齢化	
4	文化芸術振興基本法の一部改正	
5	文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正	
6	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定	
7	インバウンドの増加	
8	SDGsの動き	
9	文化交流を通じた東アジア諸国との連携の必要性	
(参考)	前期計画期間における重点施策の取組状況に対する評価 (神奈川県文化芸術振興審議会意見)	5
第3部	今後の課題と取組(重点施策)	7
	<施策体系図>	
1	地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用	
2	子どもや高齢者・障がい者など、あらゆる人の文化芸術活動の充実等	
3	国際文化交流の充実	
4	東京2020大会を契機とした施策	
5	文化芸術の振興を推進するための環境整備	
第4部	施策体系	13
	<施策体系>	
1	県民の文化芸術活動の充実	
2	文化資源を活用した地域づくりの推進	
3	文化芸術の振興を図るための環境整備	

第5部 推進体制	20
1 市町村	
2 芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者	
3 文化芸術団体	
4 学校	
5 事業者	
6 国及び他都道府県	
7 庁内連携	

<参考資料>

○ 神奈川の文化芸術振興の歩みと展開	24
○ 「国民生活に関する世論調査」(平成30年6月内閣府実施)	31
○ 本県の平成30年度学校基本調査	32
○ 本県の年齢(各歳・5歳階級)別、男女別人口(平成30年1月1日現在)	33
○ 平成28年「社会生活基本調査」都道府県、趣味・娯楽の種類別行動者	34
○ 本県の「特定非営利活動促進法の施行状況」(平成31年1月31日現在)	37
○ 「公共施設状況調査」市町村立公会堂・市民会館等の設置状況 (平成23年度、平成28年度)	38
○ 2017年度メセナ活動実態調査	39
○ 平成29年度県民ニーズ調査「神奈川の文化芸術」の概要	40
○ 県内市町村における子ども・青少年を対象とした 文化芸術の鑑賞機会や体験機会調査	43
○ 文化芸術基本法(平成13年法律第148号)	51
○ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第47号)	56
○ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)	59
○ 劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針	62
○ 神奈川県文化芸術振興条例(平成20年神奈川県条例第33号)	68
○ 神奈川県文化芸術振興審議会規則(平成20年神奈川県規則第65号)	71
○ 神奈川県文化芸術振興審議会委員・専門委員名簿(2019年3月現在)	73
○ 神奈川県文化芸術振興審議会 審議経過	74
○ 計画改定に係る諮問	75
○ 神奈川県文化芸術振興審議会答申	76
○ 県民参加の概要	79

第1部 計画の基本的な考え方

1 改定の経緯

本県では、文化芸術振興基本法（現文化芸術基本法）の趣旨に則り、文化芸術の振興についての基本理念や施策の基本となる事項を明らかにした神奈川県文化芸術振興条例（以下「条例」という。）を2008（平成20）年7月に制定しました。

また、条例に基づき、文化芸術の振興に関して、総合的・長期的な目標や施策の方向性を示すことを目的として、「かながわ文化芸術振興計画」を2009（平成21）年3月に策定し、その後、2014（平成26）年3月及び2019（平成31）年3月に改定を行い、現行計画を策定しました。この現行計画は、2019年度から2023年度までの5年間を計画期間としており、これまでの間の文化芸術を取り巻く状況の変化とこれまでの取組の実績と課題を踏まえ、今後重点的に取り組むべき施策を整理することから、改定を行うものです。

2 前計画との比較

前計画では、本県の目指すすがたを、条例第1条に基づき「真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現」、「個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展」の2つの基本目標として掲げています。その実現に向け、条例に掲げた16の基本施策を「県民の文化芸術活動の充実」、「文化資源を活用した地域づくりの推進」、「文化芸術の振興を図るための環境整備」の3つの事項に整理し、施策体系として示しています。

この2つの基本目標は長期的なものとして維持しつつ、5年間で重点的に取り組む範囲を明示しました。

3 計画の性格

条例第4条に基づく文化芸術の振興に関する基本的な計画です。

また、文化芸術基本法第7条の2に規定される「地方文化芸術推進基本計画」となるものでもあります。

4 計画期間

この計画は、2019年度から2023年度までの5年間を計画期間とします。

5 対象とする「文化芸術」の分野

この計画が対象とする「文化芸術」は、条例第5条の規定を踏まえ、主に次のような分野とします。

- 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術その他の芸術及び芸能
- 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化
- 伝統的な芸能、有形及び無形の文化財その他の伝統的な文化芸術

6 県の役割

条例第2条第2項では、基本理念として「文化芸術の担い手は県民であるとの認識の下に、県民の自主性及び創造性が尊重されなければならない」と規定しています。

この規定の趣旨には、県民の自主性・創造性が尊重されなければならないことに加えて、県の役割として、文化芸術の担い手である県民のニーズを十分に踏まえて、県民を主体として施策を推進していくことを含んでいます。

また、条例では、第3条に県の責務を規定しており、概ね次の事項を県が実施することとしています。

- ・ 文化芸術の振興に関する総合的な施策を策定し、実施すること。

- ・ 市町村との連携に努め、市町村が行う文化芸術の振興に関する施策に必要な支援を行うとともに、市町村相互の連携の確保に努めること。
- ・ 県民、芸術家、文化芸術を支える活動を行う者、文化芸術団体(※)、学校、事業者、関係機関等と連携・協働し、施策の効果的な推進に努めること。

※ 文化芸術団体：文化芸術分野で活動する任意団体、NPO法人、文化芸術振興を目的とした法人などを指します。団体の具体例としては、文化芸術の普及啓発などの活動を行う市民団体やNPO、自ら文化芸術活動を行う劇団などの団体、文化芸術の各分野の地域の総括団体、文化芸術振興のために地方公共団体や民間企業等により設立された公益法人、広く文化の普及に役立っている民間事業者などがこれに当たります。

県が実施する施策については、「第3部 今後の課題と取組（重点施策）」及び「第4部 施策体系」の部分で、市町村や芸術家、関係機関等との連携・協働については、「第5部 推進体制」の部分で具体的な内容を示します。

7 進行管理

この計画に基づく事業の進行管理等については、神奈川県文化芸術振興審議会の意見をもとに整理して公表します。

なお、次の2つを参考指標とします。

- ・ 県文化事業参加者数（文化課が直接執行する事業、委託等により実施する事業及び団体等に負担金・補助金を支出して実施する事業の参加者数並びに文化課が所管する5施設（県民ホール、神奈川芸術劇場（KAAT）、音楽堂、かながわアートホール及び神奈川近代文学館）の利用者数）
- ・ 上記の5施設の利用者等の満足割合

第2部 文化芸術を取り巻く状況の変化

本県では、県民の文化芸術の振興と福祉の増進を図るため、我が国初の公立音楽専用ホールである県立音楽堂や県民ホールなどを整備し、文化芸術の鑑賞機会を提供してきました。また、県内最大規模の公募展である神奈川県美術展や本県の文化向上に尽力した功績顕著な方を顕彰する神奈川文化賞、県域で様々な文化芸術活動を行う団体への支援などの文化事業を推進し、県民の文化芸術活動の充実にも努めてきました。

当初計画期間（2009年度から2013年度）中の県の取組としては、新たに「モノをつくる」（芸術の創造）、「人をつくる」（人材の育成）、「まちをつくる」（賑わいの創出）の3つの「つくる」をテーマとする創造型劇場である神奈川芸術劇場（K A A T）を開設して活動を始めており、また、文化芸術は、それ自体の価値とともに経済波及効果など広範囲な価値を持つことに着目されている中、文化芸術によるまちの賑わいづくりの推進に向けて、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、マグネット・カルチャー（以下「マグカル」という。）の事業を開始するなど、先進的な取組を始めました。

前計画期間（2014年度から2018年度）中の県の取組としては、マグカル全县展開やパフォーミングアーツ人材の育成を図り、情報発信としてマグカル・ドット・ネットの充実やイベントカレンダーの創刊など、重点施策に沿った取組を推進してまいりました。

また、県民ホールや音楽堂、歴史博物館などの大規模改修を行い、老朽化した県立文化施設の機能の維持を図るとともに、より魅力的な公演や展覧会等を実施できるよう、文化芸術の振興を推進するための環境整備を行いました。

文化芸術の周辺状況については、この期間中に様々な動きがありましたが、計画改定に当たって留意すべきものとして、次のとおり整理します。

1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）が開催されることを踏まえ、地域の魅力の掘り起こしや再評価、また、文化プログラムを通じて構築された関係団体とのネットワークやノウハウをオリパラ後も生かし、文化芸術活動や地域の継続的な活性化につなげていくことが重要です。

2 県内の人口減少

県内5つの地域政策圏ごとに見た場合、既に人口減少が始まっている地域もある一方で、2028年頃をピークに減少へ転じると予想される地域もあります。また、本県の合計特殊出生率は人口が安定的に維持される水準を大幅に下回っており、人口減少社会の到来が見込まれる中、地域の伝統的な文化芸術が失われないよう保存、継承、活用の取組と文化芸術の振興を推進するための環境整備の取組が、引き続き求められています。

3 県内の高齢化

本県においても、今後、高齢化が進み、2040年には県民の3人に1人が高齢者となると予測されています。また、平均寿命が延び、人生100歳時代を迎える中で、高齢者をはじめ、あらゆる人が文化芸術活動の充実を図れるような取組が求められています。

4 文化芸術振興基本法の一部改正

2017（平成29）年6月に文化芸術振興基本法が一部改正され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲内に取り込むこととされ、また、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用す

ることとされ、法律の名称が文化芸術基本法に変更されました。

5 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

2018（平成30）年6月に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、文化行政全体としての一体性やまちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、教育委員会が所管する文化財保護の事務を、条例により地方公共団体の長が担当できるようになりました。

6 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定

2018（平成30）年6月に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が成立し、地方公共団体は、「障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」こととなりました。

7 インバウンドの増加

本県への訪日外国人旅行者数は増加傾向にあり、2017（平成29）年には244万人に達しています。そこで、その経済効果を取り込み、波及させていくために、県の自然・文化・歴史・食等に関する観光資源の発掘・磨き上げを行うとともに、魅力的な旅行先としての認知度の向上に努めることが必要となっています。

8 SDGsの動き

2015（平成27）年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標の下に、更に細分化された169のターゲット（持続可能な開発目標＝SDGs）が設定され、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされたことから、今後の文化芸術施策にもSDGsの視点も踏まえて検証します。

9 文化交流を通じた東アジア諸国との連携の必要性

本県では東アジア諸国の外国籍県民も多く、従来から本県、中国・遼寧省、韓国・京畿道の3地域が相互に友好提携を結び、多文化理解の推進、神奈川の特徴を生かした国際交流の推進に取り組んできました。国境を越えた物資や人の移動がより一層活発化している中で、東アジア諸国との文化交流を通じた連携がより一層求められています。

(参考) 前期計画期間における重点施策の取組状況に対する評価(神奈川県文化芸術振興審議会意見《2018(平成30)年10月18日》)

1 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用について

県内各地域それぞれの特色ある伝統的な芸能の価値が広く知られていないことや、少子高齢化等の影響により、継承者の不足により失われていく状況を踏まえて、そのために重点施策として挙げた「文化資源や伝統芸能を活用した文化芸術の発信」と「伝統芸能を支える技術・技能の継承者の育成・支援」については、その年の催し内容によって参加者数の変動はあるが、どちらも一定の効果を得ていると考えられます。また、子どものみだけではなく家族で参加できるイベントを実施するなどして、保護者の理解を得る工夫も行なっていますが、施策の浸透や伝統的な文化の継承者育成には時間を要するため、今後も継続した施策が必要であるとともに、県内にある工芸等の伝統的な文化資源の活用について検討していくことが望まれます。

2 次世代を担う子ども・青少年の文化芸術活動の充実について

東日本大震災による心のケアや、県内各市町村においての文化芸術活動の機会の格差の課題を踏まえて、重点施策として挙げた「創作活動の支援」や「文化芸術団体との連携による子どもたちを対象とした音楽体験事業」の施策の達成については、開催時期や学校の規模により参加人数等の変動はありますが、一定の効果は得られていると考えられます。しかし、地域間の格差の縮小は、まだ不十分であると考えられることから、小中学校を所管する市町村との連携・役割分担の整理をすることが望まれます。

また、子ども・青少年に限らず、高齢者や障がい者等を含めたあらゆる人の文化芸術活動の充実の視点についても考えていく必要があります。

3 国際文化交流の充実について

文化芸術による国際交流の推進は、特に近隣諸国と文化芸術の水準を高め合うことはもちろん、より深い相互理解をもたらす一つの大きな鍵であると考えられます。その手法として重点施策として挙げた「神奈川の文化芸術の海外発信」については、多文化共生の推進事業に取り組むなど、継続的に取り組んでいる状況が窺えるほか、ベトナムとの国際的な共同制作等の事業への取組などを、積極的に海外にアピールし、進んで理解を求める姿勢も窺えるなど、一定の効果は得られていると考えられます。

今後はさらに、訪日外国人旅行者を取り込むために「多言語化対応」や「ノンバーバル」の視点を加えるなど、オリパラ終了後も見据えた、文化や生活習慣の違いを超えた相互理解が深まるような国際文化交流事業に取り組むことが望ましいと考えます。

4 文化芸術事業の発信力の強化(マグカルブランド力の向上)について

文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、マグカルの取組は、県内の豊富な文化資源やそれらを活用した多様な主体による文化芸術の取組を一元的に発信し、神奈川発の魅力的なコンテンツの創出を下支えする人材の育成にもつながるなど、多くの人々の注目を集めるうえで効果的な手段と考えられます。

演劇公演等の広報については、さらなる情報発信が必要であると考えますので、引き続き、文化芸術事業の発信力を強化(マグカルブランド力を向上)し、神奈川の文化資源の魅力を生かした「マグカル」の取組を地域の活性化に繋げることが望ましいと考えます。

また、オリパラに向けて、神奈川文化プログラムの認証制度を活用しながら市町村や団体などとの連携を強化し、全県展開の推進をしていく必要があります。

5 文化芸術の振興を図るための環境整備について

施設の老朽化の問題、専門的人材の養成、資質の向上が課題であり、「県立文化施設の計画的な維持・保全等」と「施設の機能としての人材育成」を重点的施策として掲げて取り組んできましたが、施設の維持保全に係る改修工事の実施は各施設において取り組まれており、評価できると考えます。

人材育成等のソフト的な施策においては、施設の専門的人材のみならず、全県を見据えた環境整備のため、市町村や関係団体との連携強化を推進していくことが望まれます。

6 まとめ

東京 2020 大会の開催や人口構造の変化、文化芸術基本法等の改正等、文化芸術を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで築いてきた取組に工夫を凝らすとともに、新しい取組を進めていくことが必要になります。

特に、子どもや高齢者、障がい者、外国籍等あらゆる人が文化芸術活動の充実を図ることに加え、県内各地域の個性ある文化の継承と発展や、東京 2020 大会以降のレガシーの定着に向けた神奈川の文化資源の魅力を生かした取組が必要です。

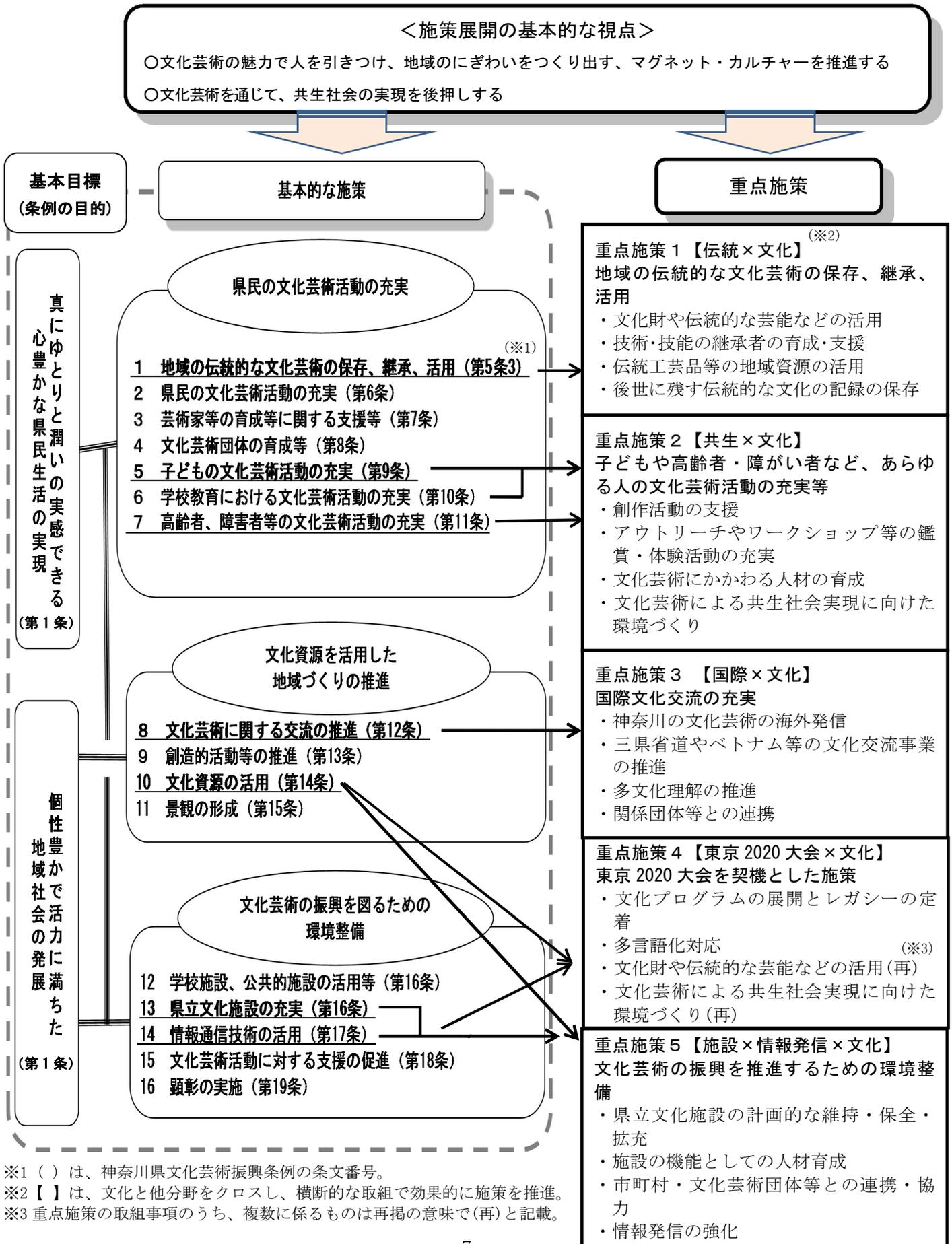
また、市町村や文化芸術団体等との連携・協力や情報発信の強化等のソフト面を含めた文化芸術の振興を推進するための環境整備の取組も必要となります。

これらの取組においては、県民の理解を得つつ、これまで以上に工夫を凝らしていくことが求められており、「真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現」と、「個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展」に向け、努力を怠らないことが必要と考えられます。

第3部 今後の課題と取組（重点施策）

重点施策を含めた施策の全体は次のとおりとなります。

<施策体系図>



＜重点施策＞

条例第4条に基づくかながわ文化芸術振興計画により、文化芸術の振興に関して、総合的かつ長期的な目標や施策の方向性を示しましたが、計画期間の終期までに第2部のとおり文化行政を取り巻く状況の変化が起き、事業の取組においても、学識経験者、文化芸術関係者、市町村・経済関係者、公募委員で組織する「神奈川県文化芸術振興審議会」において、一定の評価を得るとともに課題も指摘されています。

そこで、これらの状況の変化や課題を踏まえ、「1 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用」「2 子どもや高齢者・障がい者など、あらゆる人の文化芸術活動の充実等」「3 国際文化交流の充実」「4 東京2020大会を契機とした施策」「5 文化芸術の振興を推進するための環境整備」を今後重点的に取り組むべき施策と整理して、取り組んでいきます。

重点施策1 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用

課題

本県では、前計画においても、地域の自然、歴史、風土によりはぐくまれてきた芸能や有形・無形の文化財などの伝統的な文化芸術を、かけがえのない県民共通の貴重な財産と位置付け、地域の伝統的な文化芸術が、将来にわたって地域社会の中で確実に引き継がれていくよう、その保存・継承・活用に取り組んできました。

今後の県内人口推移の予測として、県内を5つの地域政策圏ごとに見た場合、既に三浦半島地域圏と県西地域圏では人口減少が始まっており、湘南地域圏と県央地域圏は今計画期間中に減少に転じる見込みであり、将来的には県全域で人口減少社会の到来が見込まれています。

人口減少の影響により、県内各地域それぞれに特色のある伝統的な芸能については、地域において継承者がいなくなるという問題、また、参加や鑑賞する側の人についても、触れる機会の減少や、その価値が広く知られていないことなど、伝統文化が失われていくおそれがあります。

そこで、このような状況を踏まえ、伝統的な芸能の担い手だけでなく、県民が伝統的な芸能の存在意義に対する認識を深め、守り、継承していくために伝統的な芸能の鑑賞、発表機会を提供していくこと、将来の文化芸術の向上・発展の基礎ともなる伝統的な文化芸術を支える技術・技能の継承者に対する支援の充実を図ることとともに、地域のコミュニティの活性化、地域のにぎわいづくりに有形・無形の文化資源を活用していくことが、引き続き必要と考えられます。

取組内容

県民をはじめ多くの人たちが県内各地域の伝統的な芸能を知る機会をもち、価値を知って大切に継承していけるよう、取組を行います。また、伝統的な芸能の記録を保存し、後世に伝えることを視野に入れた取組を行います。

○ 文化財や伝統的な芸能などを活用した文化芸術の発信

市町村と連携して、各地域の伝統的な芸能の発表の場を設け、鑑賞の機会を充実させ、県内外に発信していきます。

○ 伝統的な芸能を支える技術・技能の継承者の育成・支援

神奈川の伝統的な芸能が継続的に発展していくために、伝統的な芸能を支える技術・技能の継承者の育成を目指して、ワークショップを充実させるなどの支援を行います。

○ 伝統工芸品等の地域資源の活用

工芸を主とする木製品業者向けにものづくり支援や技術情報の提供、連携・交流を実施します。

○ 後世に残す伝統的な文化の記録の保存

県で事業実施した各地の伝統的な芸能について、映像及び報告書等の整理をし、記録として後世に残していく取組を実施します。

目指す方向性

伝統文化と温かいコミュニティが息づいている、かながわへ

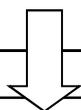
重点施策2 子どもや高齢者・障がい者など、あらゆる人の文化芸術活動の充実等

課題

本県では、前計画において、子どもたちの抱える問題の多様な背景の一つに感性、共感する心、他者をいたわる心、想像力の欠如等といった要因を見出し、子どもたちが文化芸術に触れることで豊かな心や感性をはぐくみ、調和のとれた人格形成を行うことができるよう、文化芸術の体験活動を推進する必要があるとし、子ども・青少年といわれる年代等に適した優れた文化芸術を体験し、創造する機会の提供において地域的な差異を補完する視点を持って取り組んできました。

今後の県内の状況を鑑みた場合、2040年には県民の3人に1人が高齢者となる予測がされており、人生100歳時代を迎えます。さらに、2018（平成30）年6月に施行された障害者による文化芸術活動の推進に関する法律においては、その地域の特性に応じた施策の策定、及び実施する責務があるとされております。

このため、今まで重点的に取組を進めていた子ども・青少年だけでなく、高齢者・障がい者等を含めた、あらゆる人が文化芸術活動の充実を図れるような取組が必要であると考えられます。



取組内容

年齢や障がいなどにかかわらずあらゆる人が等しくともに文化芸術活動を行うことができるような、取組を行います。

○ 創作活動の支援

全国を対象とした公募美術展や県内の中高生を対象とした公募美術展を開催するなど、作品発表の機会等を充実させ、創作活動を支援します。

○ アウトリーチやワークショップ等の鑑賞・体験活動の充実

県立文化施設において、年齢や障がいなどにかかわらず、あらゆる人を対象とした鑑賞事業、体験事業を実施するとともに、県立文化施設や関連するNPO等のノウハウやネットワークを生かして、学校や障がい者・高齢者施設等と連携するなど、県内全域へのアウトリーチやワークショップ等の実施を目指します。

○ 文化芸術にかかわる人材の育成

県立青少年センターでは「マグカルシアター」の取組を軸にして、舞台芸術の裾野を広げる取組を、また神奈川芸術劇場（KAAT）では、国際的に通用する真のプロフェッショナル人材の育成を進める取組を推進します。

○ 文化芸術による共生社会実現に向けた環境づくり

年齢や障がいなどにかかわらず、子どもから大人までのあらゆる人の鑑賞や参加の機会を増やす取組を進めます。さらに、それぞれのケース毎で異なる対応方法や課題、また改善点の模索やノウハウを蓄積し、あらゆる人が同じ空間で自然と鑑賞や体験活動が行える環境を整えるための土台を整理していきます。



目指す方向性

あらゆる人が文化芸術に触れられる、かながわへ

重点施策3 国際文化交流の充実

課題

本県では、前計画においても、それぞれの地域、国などの地理的・歴史的な背景をもとに形成された文化芸術の多様性について理解を深めることは、地域間、国際間の真の相互理解を進める上で不可欠な要素と位置づけ、文化芸術に関する地域間交流、国際交流に取り組んできました。

この間に、本県への訪日外国人旅行者数は、増加が続いており、また、県内の外国籍県民数も増加傾向であり、東アジア諸国の外国籍県民も多いことから、東アジア諸国との文化交流を進めています。

そこで、本県においても、国内外の舞台芸術関係者のネットワーク構築のための事業、海外の劇場との連携等を行い、国際色豊かな文化事業を展開するとともに、相互理解を深めるための国際交流事業の中で文化交流を推進することが必要と考えられます。

取組内容

神奈川は、これまでも世界に開かれた窓として、世界と日本を結ぶ重要な役割を担い、様々な分野における交流を通じて、豊かな国際性を育ててきました。この特性を生かした取組を行います。

○ 神奈川の文化芸術の海外発信

県立文化施設において国際色豊かな事業を充実させるとともに、そこで制作した舞台芸術や制作のノウハウ等を広く海外に発信します。

また、海外の国際的な劇場との連携を推進します。

○ 三県省道やベトナム等の文化交流事業の推進

長年、神奈川県・遼寧省・京畿道の三県省道等の友好交流の現状を踏まえ、相互理解を深めるための国際交流事業等の中で、多様な文化交流を推進していくとともに、ベトナム等との文化交流についても取組を実施していきます。

○ 多文化理解の推進

県内には多くの外国籍県民が住んでおり、国籍（出身地）も様々で、神奈川は多様な文化を擁する国際色豊かな地域です。地域における多文化理解を推進するため、学習機会や情報の提供を行うとともに、多文化共生をテーマにしたイベントなどを開催します。

○ 関係団体等との連携

かながわ国際交流財団と連携し、次世代を担う高校生及び大学生を対象としたセミナーを開催することで、国際理解を深め、留学生との交流を図る取組を推進します。

目指す方向性

多様性を受け入れ、世界に認められる、かながわへ

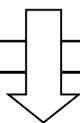
重点施策4 東京2020大会を契機とした施策

課題

本県は、スポーツと文化の祭典である、東京2020大会の競技開催地の一つとなっています。

世界各国から多くの人々が日本を訪れるこのタイミングを絶好の機会と捉え、先に上げた重点施策（地域の伝統的な文化、あらゆる人の文化芸術活動、国際文化交流）等をより一層盛り上げることが求められています。

これまで取り組んできたマグカル事業を一層加速させ、地域の魅力の掘り起しや再評価を実施し、県内の文化芸術活動や地域の継続的な活性化につなげ、こうした取組を競技大会開催時だけでなく、その後においても定着させていく必要があります。



取組内容

東京2020大会を絶好の機会と捉え、地域活性化につながる取組を行います。

○ 文化プログラムの展開とレガシーの定着

文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す事業・活動を「神奈川文化プログラム」として認証し、あらゆる人が官民一体となってオール神奈川で文化プログラムに取り組みます。

さらに、文化プログラムを通じて構築された市町村や関係団体等とのネットワークやノウハウをレガシーとし、大会後も生かし、文化芸術活動や地域の継続的な活性化につなげていきます。

○ 多言語化対応

県内に訪れる外国人や外国籍県民の方に、ホームページや情報誌等での多言語による情報提供を推進します。

○ 文化財や伝統的な芸能などを活用した文化芸術の発信（重点施策1の再掲）

市町村と連携して、各地域の伝統的な芸能の発表の場を設け、鑑賞の機会を充実させ、県内外に発信していきます。

○ 文化芸術による共生社会実現に向けた環境づくり（重点施策2の再掲）

年齢や障がいなどにかかわらず、子どもから大人までのあらゆる人の鑑賞や参加の機会を増やす取組を進めます。さらに、それぞれのケース毎で異なる対応方法や課題、また改善点の模索やノウハウを蓄積し、あらゆる人が同じ空間で自然と鑑賞や体験活動が行える環境を整えるための土台を整理していきます。



目指す方向性

東京2020大会後も 文化芸術を求めて人が集まる、かながわへ

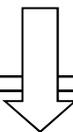
重点施策5 文化芸術の振興を推進するための環境整備

課題

本県では、前計画期間において、建設後 60 年を超えた音楽堂や、40 年を超えた県民ホール、110 年を超えた歴史博物館など、施設の老朽化の問題を解消するため、大規模な改修工事を実施しました。

今後も、長寿命化や収蔵スペース確保等、施設面における必要な修繕、拡充を計画的に進めていく必要がありますが、施設のハード面だけではなく、人材や情報等のソフト面の充実を図る取組が求められます。

そのためには、各施設の専門的人材の育成や資質向上だけではなく、情報発信を強化し、市町村や関係団体等との連携・協力を進めていくことが必要と考えられます。



取組内容

文化芸術振興施策の推進に当たり、県立文化施設がそれぞれの役割を果たすことができるよう、物的・人的な整備に取り組みます。

○ 県立文化施設の計画的な維持・保全・拡充

県民ホール等の県立文化施設について、適切な修繕・改修のほか、貴重な文化資源を後世に伝えるための収蔵スペースの確保など、計画的な維持・保全・拡充に努めます。

○ 施設の機能としての人材育成

各県立文化施設は人材育成の機能を担っているため、新たな人材への作品の展示や公演等の発表の場の提供、ワークショップやインターンシップ、アウトリーチといった参加体験型の事業の実施など、施策を継続するために必要な人材の育成に関係団体と連携して取り組みます。

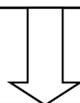
○ 市町村・文化芸術団体等との連携・協力

県内各地域における特色ある文化芸術活動の取組を県内市町村に紹介するなど、市町村会議による情報交換や、神奈川の文化プログラムの認証等による連携、また市町村、文化芸術団体と協力した事業実施や連携体制の構築を進めていきます。

また、産業や福祉等の文化関係以外の団体も含めた意見交換や、連携を進めていきます。

○ 情報発信の強化

情報発信として現在も実施しているマグカル・ドット・ネットの取組を進め、また情報誌を発行します。



目指す方向性 ハードとソフトの両方から、他の重点施策の取組の基盤となる施設の充実

第4部 施策体系

<施策体系>

1 県民の文化芸術活動の充実

(1) 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用

【施策の方向】

- 地域の伝統的な芸能の大切さについての理解、認識を深めるとともに、後継者の育成につながるよう、市町村と連携しながら伝統的な芸能の体験・鑑賞機会の提供、発表機会の確保などに取り組みます。
- 文化財の保護を図るため、未指定文化財を調査し、指定等の保護措置を講ずるほか、文化財の活用・保護の普及啓発のため、展覧会や講座などを開催します。

【主な施策】

ア 伝統的な芸能の普及啓発、鑑賞・発表機会の提供

- ・ 文化財や伝統的な芸能を活用した文化芸術の発信
- ・ 伝統的な芸能を支える技術・技能の継承者の育成・支援
- ・ 県立文化施設での伝統的な芸能にかかわる公演の実施、発表機会の確保
- ・ かながわ伝統芸能祭などの伝統芸能普及振興事業の実施
- ・ 文化芸術団体への支援や連携による発表機会の確保
- ・ 後世に残す伝統的な文化の記録の保存

イ 文化財保護の充実等

- ・ 文化財の指定及び指定文化財に対する助成等の実施
- ・ 県立の博物館での文化財、伝統芸能等に関する資料の収集、保管、展示
- ・ 県ホームページ等による文化財に関する情報の提供

ウ 伝統工芸品等の地域資源の活用

- ・ 工芸を主とする木製品業者向けにもものづくり支援や技術情報の提供、連携・交流

(2) 県民の文化芸術活動の充実

【施策の方向】

- 県立文化施設での文化芸術に関する講座・講演会等の開催や、広報誌やホームページなどで文化芸術に関する情報提供を行うことにより、県民の文化芸術に対する関心や理解を深めます。
- 県立文化施設での公演、展覧会などの鑑賞機会の提供や優れた文化芸術の鑑賞機会を提供する文化芸術団体への支援により、県民の鑑賞機会の充実を図ります。
- 県民が文化芸術活動（創作・練習・稽古・発表等）を行う際に利用できる文化施設を運営するとともに、県民が参加できる展覧会やコンクールなどの開催により、県民自らが行う文化芸術活動を支援します。
- 県内各地で開催される文化芸術の催しや文化芸術団体の活動情報など、県民が文化芸術の鑑賞や活動を行う際に必要とする情報を広報誌やホームページなどで提供します。

【主な施策】

ア 文化芸術に対する関心、理解を深めるための普及啓発

- ・ 県立文化施設での文化芸術に関する講座、講演会等の開催
- ・ 広報誌、ホームページによる普及啓発の実施

イ 鑑賞機会の充実

- ・ 県立文化施設での公演事業の実施
- ・ 県立近代美術館での美術作品の展覧会の開催・普及活動の実施
- ・ 県立の博物館での文化芸術に関する資料等の展示、展覧会の開催・普及活動の実施
- ・ 県立近代文学館での文学資料に関する展示、展覧会の開催・普及活動の実施
- ・ 文化芸術団体との連携による鑑賞機会の提供

ウ 県民の文化芸術活動や発表機会の支援

- ・ 県立文化施設での練習・発表等の活動の場の提供
- ・ 県美術展の開催
- ・ 文化芸術団体の創作・発表等の活動への助成等による支援
- ・ 伝統的な芸能、舞台芸術作品等の公演などへの共催等による支援

エ 文化芸術活動に関する情報の提供

- ・ 文化芸術に関する広報誌の発行
- ・ ホームページ、SNS、ポータルサイトによる公演情報、文化芸術活動のための情報の提供

(3) 芸術家等の育成等に関する支援等

【施策の方向】

- 将来の活躍が期待される芸術家等の発掘や育成支援を実施し、また、文化施設で催される様々な公演事業を支える舞台技術者等の育成に取り組みます。
- 県立文化施設などを活用し、芸術家等が創作・練習・稽古等に利用しやすい仕組みづくりを行うなど、創作のための環境の整備を図ります。
- 芸術家等の創造的活動の成果を発表するための展覧会や公演事業などを開催するとともに、県立文化施設の主催事業などで将来の活躍が期待される芸術家等の積極的な登用を行います。

【主な施策】

ア 芸術家や文化芸術を支える活動を行う者の育成

- ・ 神奈川文化賞・未来賞等による顕彰の実施
- ・ 舞台技術者等の文化芸術を支える者の研修等による育成支援
- ・ 新進芸術家等の育成支援の検討

イ 創作のための環境の整備

- ・ 県立文化施設の練習・稽古等での活用
- ・ 新進芸術家の創作環境支援の検討

ウ 創造的活動の成果を発表する機会の確保

- ・ 県美術展の開催
- ・ 文化芸術団体との連携による新進芸術家を起用した演奏会等の開催
- ・ 県立文化施設主催事業における新進芸術家の積極的登用
- ・ 新進芸術家の発表機会支援の検討

(4) 文化芸術団体の育成等

【施策の方向】

- 文化芸術団体の自主的な活動を支援することにより、文化芸術団体の多様な活動を促進するとともに、文化芸術団体との連携・協働に取り組みます。

【主な施策】

文化芸術団体の育成・支援、連携・協働の推進

- ・ 文化芸術団体への助成等による支援
- ・ 文化芸術団体の活動に対する後援
- ・ 県実施事業等における文化芸術団体との連携・協働の推進
- ・ 文化芸術団体相互の連携の促進

(5) 子どもの文化芸術活動の充実

【施策の方向】

- 県立文化施設で子どもたちが様々な文化芸術を鑑賞する機会を提供します。
- 子どもたちが自ら行う文化芸術活動を支援するとともに、文化芸術を体験する機会の充実を図ります。

【主な施策】

ア 文化芸術の鑑賞機会の提供

- ・ 学校等と連携したアウトリーチの展開
- ・ 県立文化施設での子どもたちを対象とした鑑賞事業の実施
- ・ 文化芸術団体との連携による子どもたちを対象とした音楽体験事業等の実施
- ・ 県立近代文学館での児童文学を題材とした展覧会等の実施

イ 文化芸術活動の体験機会の充実

- ・ 子どもを対象とした公募美術展開催等の創作活動の支援
- ・ 文化芸術団体との連携・協働による子どもたちの文化芸術活動の推進
- ・ 青少年センター、藤野芸術の家での文化芸術を体験する機会の提供
- ・ 伝統芸能ワークショップの実施
- ・ 県立近代文学館での子どもたちが読書に親しむための事業の実施
- ・ 子どもを対象とした民俗芸能フェスティバルの開催

(6) 学校教育における文化芸術活動の充実

【施策の方向】

- 小中学校などの学校教育における文化芸術に関する体験学習などの充実を県及び市町村の教育委員会と連携して図るとともに、芸術家等や文化芸術団体が学校教育の中で行う文化芸術活動に必要な協力や支援を実施します。

【主な施策】

文化芸術に関する体験学習等の充実

- ・ 文化芸術団体との連携による音楽体験事業等の実施
- ・ かながわ伝統芸能祭などの伝統芸能普及振興事業の実施
- ・ 文化芸術による子供の育成事業（文化庁事業）の県内での展開
- ・ 中学・高校文化部活動の充実・支援の実施
- ・ 県中学・高等学校総合文化祭の開催
- ・ 県立高校における文化芸術にかかわる科目等の充実及び文化芸術の発展に寄与する人材の育成
- ・ 芸術家等や文化芸術団体と連携した教育の実施
- ・ 学校と文化施設との連携の推進

(7) 高齢者、障がい者等の文化芸術活動の充実

【施策の方向】

- 高齢者、障がい者、子育て中の保護者などが、文化芸術に親しみ自ら文化芸術活動を楽しめるよう、文化芸術団体と協力しながら、文化芸術の鑑賞機会の提供や自らが文化芸術活動を楽しむための取組を推進するとともに、文化施設のバリアフリー化や利用サービスの向上に努めます。

【主な施策】

高齢者、障がい者等の文化芸術活動の充実

- ・ 美術展など高齢者を対象とした文化芸術事業の実施
- ・ 県立施設における文化芸術活動の場の提供などによる障がい者の自主的な活動の支援
- ・ 特別支援学校、障がい者施設、高齢者施設等での県立文化施設や文化芸術団体によるアウトリーチ事業の実施

- ・ 県立文化施設での託児サービス等の実施
- ・ 文化芸術を通じた共生社会の実現に向けた取組の検討

2 文化資源を活用した地域づくりの推進

(1) 文化芸術に関する交流の推進

【施策の方向】

- 国民文化祭等への参加や他県との交流事業の実施などにより、文化芸術の地域間交流を推進します。
- 文化芸術を介した国際交流事業の実施や県立文化施設での海外の作品の鑑賞機会の提供などにより、国際交流や海外の文化芸術に対する理解を深める取組を推進します。
- 多文化共生イベントの開催や多文化理解を深めるための講座を実施するなど、多文化理解を推進します。

【主な施策】

ア 地域間交流の推進

- ・ 他県との文化芸術を介した交流の推進
- ・ 国民文化祭への県内文化芸術団体の参加促進
- ・ 全国高等学校総合文化祭への参加
- ・ 県高等学校総合文化祭の開催

イ 国際文化交流の推進

- ・ 神奈川の文化芸術の海外発信
- ・ 三県省道やベトナム等との文化交流事業の推進
- ・ 国際児童画展の開催
- ・ アーティストインレジデンス

ウ 多文化理解の推進

- ・ 「あーすフェスタかながわ」など多文化理解を推進するためのイベントの実施
- ・ 地球市民かながわプラザ等での多文化理解を推進するための講座等の実施
- ・ かながわ国際交流財団との連携による留学生との交流を図る取組の推進

(2) 創造的活動等の推進

【施策の方向】

- 県立文化施設の活用や文化芸術団体との連携により、新しい文化芸術の創造的活動を推進するとともに、これらを国内外に発信する取組を実施します。

【主な施策】

創造的活動の推進と発信

- ・ 県立文化施設における新たな舞台芸術作品等の創造・発信
- ・ 文化芸術団体や民間企業・芸術系大学等との連携による先駆的で発信性の高い文化芸術の創造
- ・ 新進芸術家等への支援の検討

(3) 文化資源の活用

【施策の方向】

- 県内の文化資源の発掘に努め、その具体的な活用方策を検討します。また、地域の活性化等に活用可能な文化資源については、市町村、文化芸術団体、芸術家、企業などとの連携により有効活用に努

めるとともに、その魅力を広くPRするための情報発信に取り組みます。

【主な施策】

ア 文化芸術事業の発信力の強化

- ・ 神奈川発のコンテンツの創出
- ・ 「マグカル」の全県展開
- ・ 舞台芸術にかかわる人材の育成
- ・ 文化プログラムの展開とレガシーづくり

イ 文化資源を活用した地域の活性化

- ・ 相模湾沿岸地域一帯に残る邸宅・庭園や歴史的建造物を保全・活用した地域づくりの推進
- ・ 県西地域の豊かな自然環境や歴史的・文化的遺産などを活用した箱根ジオパーク等の取組の推進
- ・ 「鎌倉」の世界文化遺産登録の推進
- ・ 「日本遺産」の新たな認定の推進と活用による地域活性化
- ・ 地域に伝承されてきた文化等の発掘・発信・体験の促進
- ・ 県立文化施設の地域の賑わい創出等への活用
- ・ ホームページ等による、県内の伝統的な行事や祭りの開催など文化資源に関する地域情報の発信
- ・ 地域の製品の普及、伝統的工芸品の製品フェア開催など文化資源の普及、育成
- ・ フィルムコミッション活動支援事業の推進
- ・ 各市町村における文化活動の情報交換・連携

(4) 景観の形成

【施策の方向】

- 県内各地の自然景観、歴史的景観、都市景観などの良好な景観の形成に当たっては、文化的諸条件などに配慮し、魅力ある景観づくりに取り組みます。

【主な施策】

良好な景観の形成

- ・ 「神奈川景観づくり基本方針」に基づく魅力ある景観づくりの推進
- ・ 文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定に係る検討

3 文化芸術の振興を図るための環境整備

(1) 学校施設、公共的施設の活用等

【施策の方向】

- 学校開放などの取組により、空き教室や休日等の学校施設を県民の文化芸術活動のために利用できるよう努めます。また、文化施設以外の庁舎などの公共的施設についても、作品の展示などの利用ができるよう取り組みます。

【主な施策】

公共的施設等の活用

- ・ 学校施設、公共的施設の文化芸術活動の練習、稽古、発表の場としての活用

(2) 県立文化施設の充実

【施策の方向】

- 県立文化施設では、文化芸術の鑑賞や活動、交流の場としての機能に加えて、施設の特성에応じて、文化芸術に関する人材の育成や教育普及活動に取り組みます。

- 県立文化施設の機能を最大限に発揮させるため、効果的な事業の実施や効率的な施設運営等について、適切な検証を行います。
- 県立文化施設の文化芸術発信拠点としての機能を充実させるため、長寿命化や県民ニーズに対応した施設改修や、文化資源を収蔵するための施設整備に取り組みます。

【主な施策】

ア 県立文化施設の機能の充実

- ・ 県立文化施設の計画的な維持・保全・拡充
- ・ 施設の機能としての人材育成

イ 運営方法の点検等

- ・ 施設利用者を対象としたアンケート調査の実施
- ・ 施設運営会議等による施設運営や実施事業の点検・検証
- ・ 施設運営全般についてのモニタリングの実施

(3) 情報通信技術の活用

【施策の方向】

- 文化芸術に関する情報や資料などを容易に入手できるよう、ホームページや電子メールを活用した情報提供を行うとともに、東京 2020 大会を契機とし、多言語による情報提供を推進します。
また、県立文化施設が保管・保有する公開資料を容易に利用できるよう、検索や閲覧に情報通信技術を活用するよう取り組みます。
- 県立文化施設の利用手続において、窓口を訪れる負担などを軽減するため、情報通信技術を活用し、自宅から利用予約が可能となるよう、利用者サービスの向上に取り組みます。
- 県立文化施設に保存・保管されている文化芸術にかかわる資料について、デジタル化、データベース化を図り、利用者の利便性を高める取組を推進します。

【主な施策】

ア 情報の発信

- ・ ホームページ、SNS、ポータルサイト、電子メールを活用した文化芸術情報の提供の強化
- ・ 保存資料等の検索・閲覧等に関する情報通信技術の活用

イ 利便性の向上

- ・ 施設利用予約システムの運用

ウ 文化芸術にかかわる資料、作品、情報等の保存

- ・ 県立文化施設における収蔵資料等のデジタル化、データベース化の推進

エ 東京 2020 大会を契機とした取組

- ・ 多言語による情報提供

(4) 文化芸術活動に対する支援の促進

【施策の方向】

- 文化芸術の振興に寄与する寄附税制等の周知などにより、個人や企業からの寄附や支援が活発に行われるよう取り組みます。また、文化芸術活動に参加するサポーターについて検討を行います。

【主な施策】

文化芸術活動に対する個人や企業等からの寄附や支援の促進

- ・ 寄附税制等に関する周知
- ・ 文化芸術団体への寄附の促進
- ・ メセナ企業等に関する情報の提供

- ・ メセナ企業と芸術家とを結びつける方策の検討

(5) 顕彰の実施

【施策の方向】

- 文化芸術活動で顕著な成果を収めた人や団体、また、文化芸術の振興に寄与した人や団体の顕彰を実施します。

【主な施策】

顕彰の実施

- ・ 神奈川文化賞・未来賞等による顕彰の実施

第5部 推進体制

県は、この計画の文化芸術振興施策の着実な推進に向けて、様々な主体と次のように総合的に連携・協働を進めます。

1 市町村

市町村は、住民に最も身近な基礎的な自治体として、地域における文化芸術活動の支援、伝統的な芸能や文化財の保存・継承にかかわる取組を推進していくことが期待されます。

県と市町村は、文化芸術にかかわる現状や住民ニーズ、文化行政に影響を及ぼす可能性のある動向等を相互に把握し、情報交換に努め、それぞれの役割を踏まえた上で連携・協力関係を築いていく必要があります。

また、県は、広域自治体として、市町村の取組状況や意向を踏まえ、文化芸術活動の推進に必要な支援を行うとともに、県域の均衡ある文化芸術の振興に留意する必要があります。

2 芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者

芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者は、文化芸術の担い手であり、人々に感動や生きる喜びをもたらすこと、また、文化芸術の創り手（芸術家）と受け手（県民）をつなぐことが期待されます。

県は、芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者と協働し、県民に文化芸術に親しむ機会を提供していきます。また、芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者が、心豊かな社会の実現に大きな役割を果たすという認識の下、優れた才能の発掘や育成のため、環境の整備に取り組みます。

3 文化芸術団体

文化芸術団体は、自発的な文化芸術活動の主体として、地域の文化芸術振興の担い手となることが期待されます。

県が出資して設立した公益財団法人神奈川芸術文化財団は、専門的な人材として芸術総監督を置き、日本のオペラの制作を開始し、神奈川独自の地域性、発信力と国際的視点を備えた質の高い芸術作品の鑑賞機会を提供しています。

昨今、文化のもつ力を文化以外の分野に活用することが注目されており、文化芸術団体は、とりわけ地域の文化芸術拠点たる文化施設や、基幹的な文化芸術団体は、学校等の教育施設、社会福祉施設等と積極的に連携することが望まれます。

また、文化芸術団体は、地域の文化的ニーズや活動に関する情報を有していることから、県民に対して積極的な情報発信を行い、県民の文化芸術活動への参加意欲を促進していく活動なども期待されます。

県は、文化芸術団体と協働し、県民の文化的ニーズに応える事業や子どもたちが文化芸術に親しむ機会を充実させます。

4 学校

小中高等学校等は、子どもたちが学ぶ場であるとともに、人間性や感性をはぐくむ場でもあります。学校教育において、子どもたちが文化芸術の体験機会を得ることで、自己の感性を磨き、他者と共感する心をはぐくむことにより、豊かな人間性を身に付けていくことが期待されます。

また、大学は、教育・研究機関として、多くの人材や研究成果、施設を有していることから、地域の文化芸術振興の担い手のひとつとして、文化芸術活動への助言・提案や情報提供を行うなどの役割が期待されます。

県は、学校教育の中で子どもたちが文化芸術を鑑賞し、体験することができるよう、芸術家等や文化芸術団体、文化施設等と連携・協力し、取り組んでいく必要があります。

また、大学や文化施設等とも連携し、文化芸術にかかわる人材の育成に取り組む方策を検討します。

5 事業者

企業は、社会的責任から文化芸術活動への支援をとおして、文化芸術振興を担っていくことが期待されます。メセナの実施では、資金の支援だけでなく、企業等がもつ技術やサービス等の経営資源も活用されています。

県は、企業や個人の寄附を促進する公益社団法人企業メセナ協議会の「助成認定制度」の相談窓口となっている公益財団法人神奈川芸術文化財団をとおして、その周知や積極的な活用を促進します。また、芸術家への支援に関心を持つ企業と芸術家とをつなぐ仕組みなどについても検討します。

6 国及び他都道府県

県は、基本法や文化芸術の振興に関する基本的な方針の趣旨を踏まえるとともに、文化庁が主催する連絡会議や文化芸術懇談会などをとおして示される文化芸術振興に関する国の方針などを参考に組み込んでいきます。

また、国や関係機関が実施する助成事業等について、市町村や文化芸術団体に円滑に情報提供を行い、地域における特色ある文化芸術活動や子どもたちの文化芸術体験活動が推進されるよう努めます。

他の都道府県とは、連絡会議等の情報交換の機会を積極的に活用し、新たな取組、特色ある取組の情報収集に努め、必要に応じて県内での取組に活用するとともに、文化芸術を介した地域間交流などについても、積極的に実施していきます。

7 庁内連携

文化芸術に関する政策の推進に当たっては、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策との有機的な連携が必要であることから、庁内関係部局と連絡会議等を持って連携・協議を進めていきます。